

議案第三十九号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部  
改正について

次のとおり特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項  
の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年三月十一日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を

改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一給料月額欄中

「一三八〇〇〇円	「一六〇〇〇〇円
一〇四〇〇〇円	一三二〇〇〇円
を	に改める。
九二〇〇〇円」	一〇七〇〇〇円」

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十四年十月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(以下「改正前  
の条例」という。)、改正前の条例附則第二項の規定により廃止された特別職の職  
員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和四十四年三朝町条例第三十四号。  
以下「廃止条例」という。)、及び廃止条例により全部を改正された三朝町長等給与  
条例(昭和二十八年三朝町条例第十八号)の規定に基づいて、昭和四十四年十月一日  
からこの条例の施行の日の前日までの間に、特別職の職員に支払われた給与は、改正後  
の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定による給与の内払と  
みなす。